

## 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

広範囲抗菌点眼剤

# ノルフロキサシン点眼液0.3%「杏林」

NORFLOXACIN Ophthalmic Solution 0.3%

(ノルフロキサシン点眼液)

剤形	水性点眼剤
製剤の規制区分	処方箋医薬品 <sup>注)</sup> 注) 注意－医師等の処方箋により使用すること
規格・含量	1mL 中、日局ノルフロキサシン 3.0mg 含有
一般名	和名：ノルフロキサシン(JAN) 洋名：Norfloxacin(JAN)
製造販売承認年月日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2019年 1月16日（販売名変更による） 薬価基準収載年月日：2019年12月13日（販売名変更による） 発売年月日：1998年 7月10日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売元：キョーリンリメディオ株式会社 販売元：杏林製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	キョーリンリメディオ株式会社 学術部 TEL：0120-960189 FAX：0120-189099 受付時間：8時～22時（日、祝日、その他当社の休業日を除く） 医療関係者向けホームページ <a href="https://www.kyorin-rmd.co.jp/">https://www.kyorin-rmd.co.jp/</a>

本 IF は 2019 年 9 月作成の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ <https://www.pmda.go.jp/>にてご確認下さい。

# I F 利用の手引きの概要

－日本病院薬剤師会－

## 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F 記載要領 2008 が策定された。

I F 記載要領 2008 では、I F を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-I F が提供されることとなった。

最新版の e-I F は、（独）医薬品医療機器総合機構のホームページ（<http://www.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I F を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-I F の情報を検討する組織を設置して、個々の I F が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F 記載要領の一部改訂を行い I F 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

## 2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

### 【I F の様式】

- ①規格は A 4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

### 【 I F の作成】

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③ 添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④ 製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤ 「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「 I F 記載要領 2013」と略す）により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（ P D F ）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

### 【 I F の発行】

- ① 「 I F 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ② 上記以外の医薬品については、「 I F 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③ 使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

## 3. I F の利用にあたって

「 I F 記載要領 2013」においては、 P D F ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の I F については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、 I F の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や I F 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の M R 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、 I F の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、 I F が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、 I F の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

## 4. 利用に際しての留意点

I F を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。 I F は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、 I F があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)

# 目 次

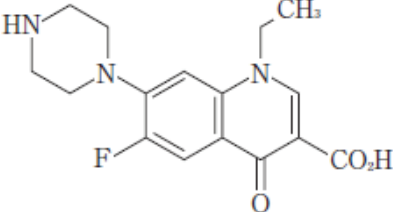
I. 概要に関する項目	1	VII. 薬物動態に関する項目	11
1. 開発の経緯	1	1. 血中濃度の推移・測定法	11
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1	2. 薬物速度論的パラメータ	11
II. 名称に関する項目	2	3. 吸収	11
1. 販売名	2	4. 分布	12
2. 一般名	2	5. 代謝	12
3. 構造式又は示性式	2	6. 排泄	12
4. 分子式及び分子量	2	7. トランスポーターに関する情報	13
5. 化学名(命名法)	2	8. 透析等による除去率	13
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2	VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目	14
7. CAS登録番号	2	1. 警告内容とその理由	14
III. 有効成分に関する項目	3	2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)	14
1. 物理化学的性質	3	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	14
2. 有効成分の各種条件下における安定性	3	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	14
3. 有効成分の確認試験法	3	5. 慎重投与内容とその理由	14
4. 有効成分の定量法	3	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	14
IV. 製剤に関する項目	4	7. 相互作用	14
1. 剤形	4	8. 副作用	14
2. 製剤の組成	4	9. 高齢者への投与	15
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	4	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	15
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4	11. 小児等への投与	15
5. 製剤の各種条件下における安定性	5	12. 臨床検査結果に及ぼす影響	15
6. 溶解後の安定性	5	13. 過量投与	15
7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)	5	14. 適用上の注意	15
8. 溶出性	5	15. その他の注意	15
9. 生物学的試験法	5	16. その他	15
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	5	IX. 非臨床試験に関する項目	16
11. 製剤中の有効成分の定量法	6	1. 薬理試験	16
12. 力価	6	2. 毒性試験	16
13. 混入する可能性のある夾雑物	6	X. 管理的事項に関する項目	17
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	6	1. 規制区分	17
15. 刺激性	6	2. 有効期間又は使用期限	17
16. その他	6	3. 貯法・保存条件	17
V. 治療に関する項目	7	4. 薬剤取扱い上の注意点	17
1. 効能又は効果	7	5. 承認条件等	17
2. 用法及び用量	7	6. 包装	17
3. 臨床成績	7	7. 容器の材質	17
VI. 薬効薬理に関する項目	9	8. 同一成分・同効薬	17
1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	9	9. 国際誕生年月日	17
2. 薬理作用	9	10. 製造販売承認年月日及び承認番号	18
		11. 薬価基準収載年月日	18

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	18
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	18
14. 再審査期間	19
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	19
16. 各種コード	19
17. 保険給付上の注意	19
<b>XI. 文献</b>	<b>20</b>
1. 引用文献	20
2. その他の参考文献	20
<b>XII. 参考資料</b>	<b>21</b>
1. 主な外国での発売状況	21
2. 海外における臨床支援情報	21
<b>XIII. 備考</b>	<b>22</b>
1. その他の関連資料	22

# I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯	本剤は、後発医薬品として薬発第 698 号(昭和 55 年 5 月 30 日)に基づき、規格及び試験方法を設定、加速試験、生物学的同等性試験を行い承認申請し、1997 年 6 月に承認を取得、1998 年 7 月に「ミタトニン点眼液」として発売に至った。その後、医療事故防止のため、2007 年 6 月に「ミタトニン点眼液 0.3%」に名称変更した。更に、2019 年 12 月に「ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」」に名称変更した。
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	副作用として、角膜沈着物、しみるなどの眼刺激症状、瘙痒感、結膜充血、眼瞼の腫脹・発赤、表在性角膜炎、角膜上皮剝離が報告されている。 (本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。)

## II. 名称に関する項目

1. 販売名	
(1) 和名	ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」
(2) 洋名	NORFLOXACIN Ophthalmic Solution 0.3% “KYORIN”
(3) 名称の由来	成分の一般名に由来する。
2. 一般名	
(1) 和名（命名法）	ノルフロキサシン(JAN)
(2) 洋名（命名法）	Norfloxacin(JAN)
(3) ステム	Nalidixic acid 系の抗菌剤：-oxacin
3. 構造式又は示性式	 <p>The image shows the chemical structure of Norfloxacin. It consists of a quinolone ring system. At position 1, there is a piperazine ring. At position 6, there is a fluorine atom. At position 8, there is a methyl group. At position 3, there is a carboxylic acid group (-CO<sub>2</sub>H). The quinolone ring has a carbonyl group (=O) at position 4 and a double bond between positions 2 and 3.</p>
4. 分子式及び分子量	分子式：C <sub>16</sub> H <sub>18</sub> FN <sub>3</sub> O <sub>3</sub> 分子量：319.33
5. 化学名（命名法）	1-Ethyl-6-fluoro-4-oxo-7-(piperazin-1-yl)-1,4-dihydroquinoline-3-carboxylic acid(IUPAC)
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	略号：NFLX
7. CAS 登録番号	70458-96-7

### Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質	
(1) 外観・性状	白色～微黄色の結晶性の粉末である。 光によって徐々に着色する。
(2) 溶解性	酢酸(100)に溶けやすく、エタノール(99.5)又はアセトンに溶けにくく、メタノールに極めて溶けにくく、水にほとんど溶けない。 希塩酸又は水酸化ナトリウム試液に溶ける。
(3) 吸湿性	吸湿性である。
(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点	該当資料なし
(5) 酸塩基解離定数	該当資料なし
(6) 分配係数	該当資料なし
(7) その他の主な示性値	該当資料なし
2. 有効成分の各種条件下における安定性	該当資料なし
3. 有効成分の確認試験法	日本薬局方「ノルフロキサシン」の確認試験による。 (1) 紫外可視吸光度測定法 (2) 赤外吸収スペクトル測定法（臭化カリウム錠剤法）
4. 有効成分の定量法	日本薬局方「ノルフロキサシン」の定量法による。 電位差滴定法（0.1mol/L 過塩素酸で滴定）



## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形	
(1) 投与経路	点眼
(2) 剤形の区別、外観及び性状	剤形：水性点眼剤 性状：無色澄明、無菌製剤
(3) 製剤の物性	該当資料なし
(4) 識別コード	PH005
(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等	pH：5.0～5.6 浸透圧比（生理食塩液に対する比）：約 1
(6) 無菌の有無	本剤は無菌製剤である。
2. 製剤の組成	
(1) 有効成分（活性成分）の含量	1mL 中、日局ノルフロキサシン 3.0mg 含有
(2) 添加物	酢酸ナトリウム水和物、エデト酸ナトリウム水和物、塩酸、等張化剤、pH 調節剤
(3) 添付溶解液の組成及び容量	該当しない
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	該当しない
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	該当しない

## IV. 製剤に関する項目

### 5. 製剤の各種条件下における安定性

#### 【加速試験】<sup>1)</sup>

< 保存条件 >

40±1°C、75±5%RH

< 試験検体 >

5mL 褐色プラスチック容器(ポリプロピレン)、紙箱

< 試験項目及び規格 >

試験項目	規 格
性状	無色澄明な水性点眼剤で、においはない。
pH	5.0~5.6
浸透圧比	約 1 (生理食塩液に対する比)
不溶性異物	日局製剤総則、点眼剤の項により試験を行うとき、これに適合する。
無菌試験	日局一般試験法、無菌試験法の直接法により試験を行うとき、これに適合する。
定量法	含量：95~105%

< 試験結果 >

試験項目	開始時	2ヵ月後	4ヵ月後	6ヵ月後
性状	適	適	適	適
pH*	5.24	5.23	5.25	5.22
浸透圧比*	1.01	1.02	1.02	1.02
不溶性異物	適	適	適	適
無菌試験	(-)	(-)	(-)	(-)
定量(含量)*	103.2%	103.0%	103.8%	105.1%

(-)：菌の発育を認めず

\*1ロット n=3 の 3ロットの平均値

### 6. 溶解後の安定性

該当しない

### 7. 他剤との配合変化 (物理化学的变化)

該当資料なし

### 8. 溶出性

該当しない

### 9. 生物学的試験法

該当しない

### 10. 製剤中の有効成分の 確認試験法

- (1) 呈色反応
- (2) 呈色反応
- (3) 紫外可視吸光度測定法

## IV. 製剤に関する項目

---

11. 製剤中の有効成分の定量法	液体クロマトグラフィー
12. 力価	該当しない
13. 混入する可能性のある夾雑物	該当資料なし
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	特になし
15. 刺激性	IX. 非臨床試験に関する項目、2. 毒性試験 (4) その他の特殊毒性の項を参照
16. その他	特になし

---

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果	<p>&lt;適応菌種&gt;</p> <p>本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、バシラス属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス（コッホ・ウィークス菌）、シュードモナス属、緑膿菌、バークホルデリア・セパシア、ステノトロホモナス（ザントモナス）・マルトフィリア、アシネトバクター属、フラボバクテリウム属、アルカリゲネス属</p> <p>&lt;適応症&gt;</p> <p>眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎（角膜潰瘍を含む）、眼科周術期の無菌化療法</p>
2. 用法及び用量	<p>通常、1回1滴、1日3回点眼する。</p> <p>なお、症状により適宜増減する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p><b>&lt;用法・用量に関連する使用上の注意&gt;</b></p><p>本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。</p></div>
3. 臨床成績	
(1) 臨床データパッケージ	該当資料なし
(2) 臨床効果	該当資料なし
(3) 臨床薬理試験	該当資料なし
(4) 探索的試験	該当資料なし
(5) 検証的試験	
1) 無作為化並行用量反応試験	該当資料なし
2) 比較試験	該当資料なし
3) 安全性試験	該当資料なし
4) 患者・病態別試験	該当資料なし

## V. 治療に関する項目

---

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査・特定  
使用成績調査（特別  
調査）・製造販売後  
臨床試験（市販後臨  
床試験）

該当資料なし

2) 承認条件として実  
施予定の内容又は  
実施した試験の概  
要

該当しない

## VI. 薬効薬理に関する項目

### 1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

フルオロキノロン系化合物：

オフロキサシン、トスフロキサシントシル酸塩水和物、レボフロキサシン水和物、塩酸ロメフロキサシン、モキシフロキサシン塩酸塩 他

### 2. 薬理作用

#### (1) 作用部位・作用機序

ノルフロキサシンはグラム陰性菌、グラム陽性菌に対して幅広い抗菌スペクトルを有し、その作用機序は DNA 複製を阻害することによるもので、殺菌的に作用する。眼科領域においては結膜嚢内滞留時間が長く、高度耐性菌が出現しにくい(ブドウ球菌に対しては高度耐性菌を得た)という特徴を持ち、これらの細菌を起炎菌とする眼感染症に優れた治療効果を示す。

#### (2) 薬効を裏付ける試験成績

#### 【生物学的同等性試験】<sup>2)</sup>

ウサギを用いた緑膿菌性角膜感染症に対する効果を、緑膿菌の接種による角膜混濁により検討した。眼球角膜表面に 6mm 径の円形の創及びその内側に交差する創をつくり緑膿菌を接種し、そこにノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」、標準製剤(点眼剤、0.3%)及び対照群としてノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」基剤を接種 1 時間前に点眼することで予防効果を、また接種 2 時間後より 2 時間毎に 1 日 6 回 3 日間連続点眼することで治療効果を検討した。角膜混濁のスコア※について、Mann-Whitney の U 検定を行った結果、本剤及び標準製剤は対照群と比較して有意な予防及び治療効果を示し、また両製剤間において有意な差は認められなかったことより、生物学的な同等性が確認された。

投与薬剤		菌接種後の角膜混濁スコア※							
		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日
予防効果	ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」基剤	0.2±0.2	1.8±0.4	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0
	ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」	0.0±0.0	0.3±0.3	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7
	標準製剤(点眼剤、0.3%)	0.0±0.0	0.2±0.2	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7	0.7±0.7
治療効果	ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」基剤	1.3±0.2	3.5±0.2	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0	4.0±0.0
	ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
	標準製剤(点眼剤、0.3%)	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0

(平均値±標準誤差、n=6)

※)角膜混濁のスコア

0：角膜混濁がない、1：角膜混濁が直径 6mm より小さい、2：角膜混濁が直径 6mm 全体におよぶ、3：角膜混濁が直径 6mm より大きい、4：角膜混濁が角膜全体におよぶ

## VI. 薬効薬理に関する項目

---

(3) 作用発現時間・持続時間	該当資料なし
-----------------	--------

## VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法	
(1) 治療上有効な血中濃度	該当資料なし
(2) 最高血中濃度到達時間	該当資料なし
(3) 臨床試験で確認された血中濃度	
(4) 中毒域	該当資料なし
(5) 食事・併用薬の影響	該当資料なし
(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因	該当資料なし
2. 薬物速度論的パラメータ	
(1) 解析方法	該当資料なし
(2) 吸収速度定数	該当資料なし
(3) バイオアベイラビリティ	該当資料なし
(4) 消失速度定数	該当資料なし
(5) クリアランス	該当資料なし
(6) 分布容積	該当資料なし
(7) 血漿蛋白結合率	該当資料なし
3. 吸収	該当資料なし



## VII. 薬物動態に関する項目

4. 分布	
(1) 血液－脳関門通過性	該当資料なし
(2) 血液－胎盤関門通過性	該当資料なし
(3) 乳汁への移行性	該当資料なし
(4) 髄液への移行性	該当資料なし
(5) その他の組織への移行性	該当資料なし
5. 代謝	
(1) 代謝部位及び代謝経路	該当資料なし
(2) 代謝に関与する酵素（CYP450 等）の分子種	該当資料なし
(3) 初回通過効果の有無及びその割合	該当資料なし
(4) 代謝物の活性の有無及び比率	該当資料なし
(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ	該当資料なし
6. 排泄	
(1) 排泄部位及び経路	該当資料なし
(2) 排泄率	該当資料なし
(3) 排泄速度	該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

---

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

## VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由	該当しない
2. 禁忌内容とその理由 （原則禁忌を含む）	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>【禁忌（次の患者には投与しないこと）】</b> ノルフロキサシン又はキノロン系合成抗菌剤に対し過敏症の既往歴のある患者</p> </div>
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	V. 治療に関する項目、2. 用法及び用量＜用法・用量に関連する使用上の注意＞の項を参照
5. 慎重投与内容とその理由	該当しない
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>重要な基本的注意</b> 長期間使用しないこと。</p> </div>
7. 相互作用	
(1) 併用禁忌とその理由	該当しない
(2) 併用注意とその理由	該当しない
8. 副作用	
(1) 副作用の概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。</p> </div>
(2) 重大な副作用と初期症状	該当しない

## VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

(3) その他の副作用	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他の副作用</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>副作用（頻度不明）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>眼</td> <td>角膜沈着物、しみるなどの眼刺激症状、痒痒感、結膜充血、眼瞼の腫脹・発赤、表在性角膜炎、角膜上皮剝離</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のような症状があらわれた場合には投与を中止すること。</p>	その他の副作用		分類	副作用（頻度不明）	眼	角膜沈着物、しみるなどの眼刺激症状、痒痒感、結膜充血、眼瞼の腫脹・発赤、表在性角膜炎、角膜上皮剝離
その他の副作用							
分類	副作用（頻度不明）						
眼	角膜沈着物、しみるなどの眼刺激症状、痒痒感、結膜充血、眼瞼の腫脹・発赤、表在性角膜炎、角膜上皮剝離						
(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧	該当資料なし						
(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度	該当資料なし						
(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法	<p>禁忌（次の患者には投与しないこと）</p> <p>ノルフロキサシン又はキノロン系合成抗菌剤に対し過敏症の既往歴のある患者</p>						
9. 高齢者への投与	該当資料なし						
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	該当資料なし						
11. 小児等への投与	該当資料なし						
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	該当資料なし						
13. 過量投与	該当資料なし						
14. 適用上の注意	<p>投与経路：点眼用にのみ使用すること。</p>						
15. その他の注意	該当資料なし						
16. その他	特になし						

## Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験	
(1) 薬効薬理試験（「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照）	
(2) 副次的薬理試験	該当資料なし
(3) 安全性薬理試験	該当資料なし
(4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験	
(1) 単回投与毒性試験	該当資料なし
(2) 反復投与毒性試験	該当資料なし
(3) 生殖発生毒性試験	該当資料なし
(4) その他の特殊毒性	<p><b>【眼粘膜刺激性試験】<sup>3)</sup></b></p> <p>試験製剤投与群、試験製剤基剤投与群及び標準製剤投与群の計 3 群を設け、各群には総無作為化法により 6 匹を割り付け、各被験物質を点眼容器より 1 滴（約 30 <math>\mu</math>L）右眼結膜嚢内に投与した。左眼は対照として無菌生理食塩液約 30 <math>\mu</math>L をマイクロピペットを用いて点眼した。投与は頻回点眼試験法に準拠し、30 分毎に 16 回行い、投与期間は 1 日とした。</p> <p>投与 24、48、72 及び 168 時間後に角膜、虹彩、結膜について、スリットランプを用いて観察した。発現した障害は Draize 法の基準により判定・評価した。その結果、いずれの群においても観察期間を通じて眼粘膜刺激性は全く認められず、いずれも無刺激物と判定された。</p> <p>以上の結果より、試験製剤は標準製剤と同様、ウサギ眼粘膜に対する刺激性はないものと結論された。</p>

## X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	製 剤：ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」 処方箋医薬品 <sup>注)</sup> 有効成分：ノルフロキサシン 該当しない 注) 注意－医師等の処方箋により使用すること
2. 有効期間又は使用期限	使用期限：3年（安定性試験結果に基づく <sup>1)</sup> ）
3. 貯法・保存条件	気密容器、遮光、室温保存（長期間低温に保存しないこと。）
4. 薬剤取扱い上の注意点	(1) 薬局での取り扱い上の留意点について 特になし (2) 薬剤交付時の取り扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等） VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目、14. 適用上の注意の項を参照 くすりのしおり：有り (3) 調剤時の留意点について 特になし
5. 承認条件等	該当しない
6. 包装	5mL×10 瓶
7. 容器の材質	本体：ポリプロピレン(PP) 中栓：ポリエチレン(PE) キャップ：ポリプロピレン(PP) シュリンクラベル：ポリエチレンテレフタレート(PET)
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬：ノフロ点眼液 0.3%、バクシダール点眼液 0.3% 同 効 薬：フルオロキノロン系化合物（オフロキサシン、トスフロキサシ ントシル酸塩水和物、レボフロキサシン水和物、塩酸ロメフロ キサシン、モキシフロキサシン塩酸塩 他）
9. 国際誕生年月日	1983 年 9 月

## X. 管理的事項に関する項目

10. 製造販売承認年月日及び承認番号	製造販売承認年月日：2019年 1月16日 承認番号：23100AMX00042000 (旧販売名) ミタトニン点眼液 製造販売承認年月日：1997年 6月19日 (旧販売名) ミタトニン点眼液 0.3% 製造販売承認年月日：2007年 2月28日					
11. 薬価基準収載年月日	2019年12月13日 (旧販売名) ミタトニン点眼液 薬価基準収載年月日：1998年 7月10日 経過措置期間終了：2008年 3月31日 (旧販売名) ミタトニン点眼液0.3% 薬価基準収載年月日：2007年 6月15日 経過措置期間終了：2020年 3月31日 (延長予定あり)					
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	○一部変更承認年月日：2005年 1月 5日 内容：再評価結果通知に伴う変更 (X. 管理的事項に関する項目、13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容の項を参照)					
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	再評価結果公表年月日：2004年 9月30日 内容：適応菌種名、適応疾患名の読み替え					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 1317 759 1346">変更後</th> <th data-bbox="1155 1317 1238 1346">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1361 943 2069"> <b>【効能・効果】</b>                      &lt;適応菌種&gt;                      本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、バシラス属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)、シュードモナス属、緑膿菌、バークホルデリア・セパシア、ステノトロホモナス(ザントモナス)・マルトフィリア、アシネトバクター属、フラゴバクテリウム属、アルカリゲネス属                 </td> <td data-bbox="975 1361 1433 2069"> <b>【効能・効果】</b>                      ノルフロキサシン感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、コリネバクテリウム属、ミクロコッカス属、バシラス属、ブランハメラ・カタラーリス、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、シュードモナス属、緑膿菌、フラゴバクテリウム属、ヘモフィルス属 [インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)]、モラクセラ属、アシネトバクター属、アルカリゲネス属による下記感染症                      眼瞼炎、麦粒腫、涙嚢炎、結膜炎、                 </td> </tr> </tbody> </table>	変更後	変更前	<b>【効能・効果】</b> <適応菌種> 本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、バシラス属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)、シュードモナス属、緑膿菌、バークホルデリア・セパシア、ステノトロホモナス(ザントモナス)・マルトフィリア、アシネトバクター属、フラゴバクテリウム属、アルカリゲネス属	<b>【効能・効果】</b> ノルフロキサシン感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、コリネバクテリウム属、ミクロコッカス属、バシラス属、ブランハメラ・カタラーリス、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、シュードモナス属、緑膿菌、フラゴバクテリウム属、ヘモフィルス属 [インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)]、モラクセラ属、アシネトバクター属、アルカリゲネス属による下記感染症 眼瞼炎、麦粒腫、涙嚢炎、結膜炎、	
変更後	変更前					
<b>【効能・効果】</b> <適応菌種> 本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、バシラス属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)、シュードモナス属、緑膿菌、バークホルデリア・セパシア、ステノトロホモナス(ザントモナス)・マルトフィリア、アシネトバクター属、フラゴバクテリウム属、アルカリゲネス属	<b>【効能・効果】</b> ノルフロキサシン感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、コリネバクテリウム属、ミクロコッカス属、バシラス属、ブランハメラ・カタラーリス、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、シュードモナス属、緑膿菌、フラゴバクテリウム属、ヘモフィルス属 [インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)]、モラクセラ属、アシネトバクター属、アルカリゲネス属による下記感染症 眼瞼炎、麦粒腫、涙嚢炎、結膜炎、					

## X. 管理的事項に関する項目

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="478 257 957 448"> <p>&lt;適応症&gt; 眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、 瞼板腺炎、角膜炎（角膜潰瘍を 含む）、眼科周術期の無菌化療法</p> </td> <td data-bbox="957 257 1436 448"> <p>瞼板腺炎、角膜炎、角膜潰瘍、術後 感染症</p> </td> </tr> </table>	<p>&lt;適応症&gt; 眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、 瞼板腺炎、角膜炎（角膜潰瘍を 含む）、眼科周術期の無菌化療法</p>	<p>瞼板腺炎、角膜炎、角膜潰瘍、術後 感染症</p>				
<p>&lt;適応症&gt; 眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、 瞼板腺炎、角膜炎（角膜潰瘍を 含む）、眼科周術期の無菌化療法</p>	<p>瞼板腺炎、角膜炎、角膜潰瘍、術後 感染症</p>						
14. 再審査期間	該当しない						
15. 投薬期間制限医薬品 に関する情報	<p>本剤は、投薬（あるいは投与）期間に関する制限は定められていない。 本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を 確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。 （V. 治療に関する項目 2. 用法及び用量&lt;用法・用量に関連する使用上の 注意&gt;の項を参照）</p>						
16. 各種コード	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 884 798 974">HOT(9桁)番号</th> <th data-bbox="798 884 1117 974">厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード</th> <th data-bbox="1117 884 1436 974">レセプト 電算コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 974 798 1064">102218604</td> <td data-bbox="798 974 1117 1064">1319727Q1018</td> <td data-bbox="1117 974 1436 1064">620221804</td> </tr> </tbody> </table>	HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード	102218604	1319727Q1018	620221804
HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード					
102218604	1319727Q1018	620221804					
17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品に該当しない。						



## XI. 文献

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 引用文献     | 1) キョーリンリメディオ株式会社社内資料：<br>ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」の安定性試験に関する資料<br>2) キョーリンリメディオ株式会社社内資料：<br>ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」の生物学的同等性試験に関する資料<br>3) キョーリンリメディオ株式会社社内資料：<br>ノルフロキサシン点眼液 0.3%「杏林」の眼粘膜刺激性試験に関する資料 |
| 2. その他の参考文献 | 該当資料なし  |

## XII. 参考資料

---

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 主な外国での発売状況   | 該当しない  |
| 2. 海外における臨床支援情報 | 該当資料なし |

## XIII. 備考

---

### 1. その他の関連資料

該当資料なし